

郡山市除染作業監理者養成講習会実施要綱

平成25年2月14日制定

[生活環境部原子力災害総合対策課]

(目的)

第1条 この要綱は、本市が除染作業監理業務の委託を行うに当たり、当該業務の従事者（以下「監理者」という。）を養成するため、放射線の人体への影響、被ばく線量の管理、除染作業に使用する資機材及び関係法令等の業務を行うために必要な専門的な知識及び技能の習得に関する講習会（以下「講習会」という。）の実施について必要な事項を定め、除染作業の適正かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 講習会の実施主体は、郡山市とする。

(受講対象者)

第3条 講習会の受講の対象となる者は、除染作業監理業務に従事する者とする。

(講習会の内容)

第4条 講習会の講義及び実習の内容については、別表に定めるとおりとする。

(修了証書の交付)

第5条 講習会を修了した者には、修了証書（別記様式）を交付するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月14日から施行する。

別表（第4条関係）

講義（時間）	1 放射線の基礎（60分）
	2 除染の基礎（60分）
	3 線量計の取扱い（30分）
	4 事業概要及び業務内容（60分）
実習	放射線量の測定の仕方（60分）

郡山市除染作業監理者養成講習会受講修了証書

（氏名）

年 月 日生

上記の者は、郡山市除染作業監理者養成講習会においてその課程を修了したことを証明します。

年 月 日

郡山市長

